

令和5年仙審第2号

裁 決

引船A引船列乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月26日09時45分

岩手県脇之沢漁港脇の沢地区

2 船舶の要目

船種	船名	引船A	起重機船B
総トン数	5.6トン		約516トン
全長			34.80メートル
登録長	9.31メートル		
機関の種類	ディーゼル機関		

出 力 264キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、左舷側に魚群探知機及びコンパス、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた軽合金製作業船で、a受審人が1人で乗り組み、コンクリートブロック（以下「ブロック」という。）を据え付ける目的で、船首0.6メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、作業員3人を乗せ、ブロック290トンを積載し、船首尾とも2.0メートルの喫水となった長さ34.8メートル幅15メートルの起重機船Bを引き、Aの船尾からBの後端までの距離が約54.8メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、令和4年4月26日09時00分岩手県長部漁港を発し、脇之沢漁港脇の沢地区（以下「脇の沢地区」という。）に向かった。

ところで、脇の沢地区は、以前から沿岸海底に増殖礁としてブロックが据え付けられており、それによる浅所が存在していたものの、東日本大震災の津波によってブロックが移動し、浅所の位置が不明確となっていたところ、さらに、水産環境整備事業の一環として、新たにブロックが据え付けられることとなっていた。

発航に先立ち、a受審人は、脇の沢地区を航行することが初めてで、東日本大震災以前のブロックの据付け位置図を見てブロックの存在を知り、事前に工事予定海域の一部をAで航行して水深の調査を行ったものの、同海域全体のブロックの据付け位置を把握していなかったが、工事予定海域の一部を調査しただけで、ブロック上の水深が自船の喫水より深いものと思い、広範囲にわたってブロックの据付け位置を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、長部港南防波堤灯台（以下「長部灯台」という。）の

北方沖合を通過して広田湾を東行し、09時34分僅か前長部灯台から081.5度（真方位、以下同じ。）1.02海里の地点で、針路を020度に定め、2.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、魚群探知機を作動させ、測深しながら操船に当たり、09時43分半長部灯台から062.5度1.33海里の地点に達したとき、減速しながら左回頭を始め、Bの左舷船尾錨を投下し、錨索を延出しながら同船が脇の沢地区の沿岸海底に据え付けられたブロックに向かって振り出される状況となって続航し、09時45分長部灯台から061度1.35海里の地点において、A引船列は、船首が300度を向き、1.0ノットの速力となったとき、Bが同ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで、風力3の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Bは、船底外板に凹損等を生じたものの、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、長部漁港を発航するに当たり、水路調査が不十分で、脇の沢地区の沿岸海底に据え付けられたブロックに向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、長部漁港を発航する場合、事前に工事予定海域の一部をAで航行して水深の調査を行ったものの、同海域全体のブロックの据付け位置を把握していなかったから、脇の沢地区の沿岸海底に据え付けられたブロックに向かうことのないよう、広範囲にわたってブロックの据付け位置を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。

ところが、同人は、工事予定海域の一部を調査しただけで、ブロック上の水深が自船の喫水より深いものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、Bが同地区の沿岸海底に据え付けられたブロックに向かって振り出される状況となって進行して乗り上げる事態を招き、同船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月28日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正